

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成27年

目 次

議案第 107 号	平成27年度鎌倉市一般会計予算……………	1
議案第 108 号	平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計予算 ……	12
議案第 109 号	平成27年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算 ……	17
議案第 110 号	平成27年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算 ……	20
議案第 111 号	平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算 ……	25
議案第 112 号	平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算 ……	29
議案第 113 号	平成27年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算 ……	32
議案第 114 号	鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例の制定について ……	35
議案第 115 号	鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例の制定について……………	37
議案第 116 号	鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の制定について ……	39
議案第 117 号	鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について ……	42
議案第 118 号	鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会条例の制定について ……	54
議案第 119 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ……	56
議案第 120 号	鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について ……	60
議案第 121 号	鎌倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について ……	62
議案第 122 号	鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	66
議案第 123 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について ……	69
議案第 124 号	鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について ……	77
議案第 125 号	保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について ……	79
議案第 126 号	鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について ……	81
議案第 127 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ……	83
議案第 128 号	鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	87

議案第 129 号	鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例の制定について……………	90
議案第 130 号	鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	92

議案第 107 号

平成27年度鎌倉市一般会計予算

平成27年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,364,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
5 市税		35,496,524
	5 市民税	17,692,380
	10 固定資産税	13,475,170
	15 軽自動車税	107,844
	20 市たばこ税	858,875
	25 特別土地保有税	548
	30 都市計画税	3,361,707
10 地方譲与税		277,000
	8 地方揮発油譲与税	89,000
	10 自動車重量譲与税	188,000
15 利子割交付金		71,000
	5 利子割交付金	71,000
16 配当割交付金		83,000
	5 配当割交付金	83,000
17 株式等譲渡所得割交付金		31,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	31,000
19 地方消費税交付金		2,716,000
	5 地方消費税交付金	2,716,000
20 ゴルフ場利用税交付金		25,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	25,000
30 自動車取得税交付金		79,000
	5 自動車取得税交付金	79,000
33 地方特例交付金		109,000
	5 地方特例交付金	109,000
35 地方交付税		20,000
	5 地方交付税	20,000

款	項	金 額
		千円
40	交通安全対策特別交付金	25,000
	5 交通安全対策特別交付金	25,000
45	分担金及び負担金	743,292
	5 負担金	743,292
50	使用料及び手数料	1,324,108
	5 使用料	524,419
	10 手数料	777,389
	15 証紙収入	22,300
55	国庫支出金	7,512,191
	5 国庫負担金	5,511,053
	10 国庫補助金	1,970,964
	15 委託金	30,174
60	県支出金	3,038,816
	5 県負担金	2,003,922
	10 県補助金	635,143
	15 委託金	399,751
65	財産収入	164,940
	5 財産運用収入	62,980
	10 財産売払収入	101,960
70	寄附金	12,421
	5 寄附金	12,421
75	繰入金	1,712,934
	5 基金繰入金	1,710,934
	10 他会計繰入金	2,000
80	繰越金	600,000
	5 繰越金	600,000

款	項	金 額
85 諸収入		千円 2,342,074
	5 延滞金加算金及び過料	78,001
	10 市預金利子	1,800
	15 貸付金元利収入	1,537,600
	25 雑入	724,673
90 市債		4,980,700
	5 市債	4,980,700
歳 入 合 計		61,364,000

歳出

款	項	金 額
5 議会費		千円 462,748
	5 議会費	462,748
10 総務費		6,626,993
	5 総務管理費	4,987,081
	10 徴税費	755,244
	15 戸籍住民基本台帳費	656,757
	20 選挙費	73,771
	25 統計調査費	97,534
	30 監査委員費	56,606
15 民生費		23,037,164
	5 社会福祉費	12,024,022
	10 児童福祉費	8,876,733
	15 生活保護費	2,135,083
	20 災害救助費	1,326
20 衛生費		6,183,792
	5 保健衛生費	1,609,659
	10 清掃費	4,305,617
	15 環境対策費	268,516
25 労働費		95,017
	5 労働諸費	95,017
30 農林水産業費		115,606
	5 農業水産業費	115,606
35 商工費		622,134
	5 商工費	622,134
40 観光費		190,885
	5 観光費	190,885

款	項	金 額
		千円
45 土木費		7,374,486
	5 土木管理費	1,412,261
	10 道路橋りょう費	776,579
	15 河川費	77,556
	20 都市計画費	4,921,017
	25 住宅費	187,073
50 消防費		2,591,845
	5 消防費	2,591,845
55 教育費		9,067,364
	5 教育総務費	1,319,188
	10 小学校費	1,157,540
	15 中学校費	4,327,567
	20 社会教育費	1,874,849
	25 保健体育費	388,220
60 公債費		3,916,177
	5 公債費	3,916,177
65 諸支出金		1,029,789
	5 土地開発公社費	1,029,789
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
歳 出 合 計		61,364,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 民生費	5 社会福祉費	腰越地域老人福祉センター整備事業	千円 428,307	27	128,492 千円
				28	299,815
	10 児童福祉費	(仮称)由比ガ浜子どもセンター整備事業	1,209,083	27	159,133
				28	1,049,950
50 消防費	5 消防費	鎌倉消防署腰越出張所改築事業	363,432	27	181,716
				28	181,716
55 教育費	15 中学校費	中学校給食受入室改修事業	124,038	27	49,615
				28	74,423

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
固 定 資 産 評 価 資 料 作 成 業 務 委 託 事 業 費	平成28年度から 平成29年度まで	千円 20,666
番 号 法 対 応 業 務 委 託 事 業 費	平成28年度まで	32,113
防 犯 灯 L E D 化 事 業 費	平成28年度から 平成37年度まで	425,834
玉 縄 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 管 理 運 営 事 業 費	平成28年度まで	5,538
私 立 保 育 所 整 備 事 業 費	平成27年度から 平成28年度まで	232,059
山 崎 子 ど も 会 館 ・ 子 ど も の 家 設 置 事 業 費	平成28年度から 平成32年度まで	14,040
大 船 子 ど も 会 館 ・ 子 ど も の 家 設 置 事 業 費	平成28年度から 平成32年度まで	29,900
L E D 街 路 照 明 灯 賃 借 料	平成28年度から 平成37年度まで	99,825

学 校 給 食 調 理 委 託 事 業 費 (深 沢 小 学 校 ・ 山 崎 小 学 校 ・ 小 坂 小 学 校 ・ 今 泉 小 学 校)	平成27年度から 平成30年度まで	基準日における1校当たり1日の推計給食数が401食から500食までは60,000千円、501食から600食までは63,000千円、601食から700食までは69,000千円、701食から800食までは75,000千円、801食から900食までは78,000千円、901食から1,000食までは81,000千円を平成28年度から平成30年度までの基本額とし、これに消耗品費として1食当たり10円を推計総給食数に乗じて得た額を加えた額に消費税相当額を加えた額の合計額。
中 学 校 給 食 調 理 配 膳 等 業 務 委 託 事 業 費	平成27年度から 平成39年度まで	2,039,855
文 化 財 課 分 室 設 置 事 業 費	平成28年度から 平成32年度まで	16,605
鎌倉市土地開発公社の資金 借入れに伴う金融機関等 対する債務保証 (平 成 2 7 年 度 設 定 分)	平成27年度から 平成28年度まで	7,500,000

第4表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	千円 267,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
清 掃 施 設 整 備 事 業 費	109,500	同 上	同 上	同 上
道 路 整 備 事 業 費	57,000	同 上	同 上	同 上
都 市 計 画 事 業 費	894,400	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 費	260,600	同 上	同 上	同 上
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	3,392,100	同 上	同 上	同 上
合 計	4,980,700			

議案第 108 号

平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成27年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,262,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
5	分担金及び負担金	7,467
	5 負担金	7,467
10	使用料及び手数料	2,641,380
	5 使用料	2,640,641
	10 手数料	739
15	国庫支出金	302,525
	5 国庫補助金	302,525
25	繰入金	2,265,800
	5 他会計繰入金	2,265,800
30	繰越金	192,000
	5 繰越金	192,000
35	諸収入	11,228
	5 延滞金加算金及び過料	10
	10 貸付金元金収入	2,973
	15 雑入	8,245
40	市債	1,841,900
	5 市債	1,841,900
歳 入 合 計		7,262,300

歳出

款	項	金 額
		千円
5 総務費		1,880,574
	5 下水道総務費	1,880,574
10 事業費		1,050,126
	5 下水道整備費	1,050,126
15 公債費		4,326,600
	5 公債費	4,326,600
20 予備費		5,000
	5 予備費	5,000
歳 出 合 計		7,262,300

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道山崎下水道終末処理場 （汚泥焼却設備）建設事業費	平成28年度から 平成29年度まで	千円 2,074,500

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 事 業 費	千円 1,841,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 109 号

平成27年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

平成27年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
5	使用料及び手数料	6,191
	5 使用料	6,191
10	繰入金	65,509
	5 他会計繰入金	65,509
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
歳 入 合 計		73,700

歳出

款	項	金 額
5 事業費		千円 71,700
	5 事業費	71,700
15 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		73,700

議案第 110 号

平成27年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,510,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
5 国民健康保険料		4,602,784
	5 国民健康保険料	4,602,784
10 一部負担金		4
	5 一部負担金	4
20 国庫支出金		3,336,562
	5 国庫負担金	3,252,046
	15 国庫交付金	84,516
25 療養給付費交付金		533,786
	5 療養給付費交付金	533,786
27 前期高齢者交付金		5,648,682
	5 前期高齢者交付金	5,648,682
30 県支出金		1,026,427
	3 県負担金	155,534
	5 県補助金	870,893
35 共同事業交付金		4,371,068
	5 共同事業交付金	4,371,068
38 財産収入		3
	5 財産運用収入	3
40 繰入金		1,961,171
	5 他会計繰入金	1,961,170
	10 運営基金繰入金	1
45 繰越金		20,000
	5 繰越金	20,000
50 諸収入		10,013
	5 延滞金及び過料	901
	10 雑入	9,112

款	項	金 額
	歳 入 合 計	千円 21,510,500

歳出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	264,647
	5 総務管理費	179,679
	10 徴収費	84,356
	15 運営協議会費	612
10	保険給付費	12,651,551
	5 療養諸費	11,284,270
	10 高額療養費	1,273,043
	15 移送費	400
	20 出産育児諸費	79,838
	25 葬祭諸費	14,000
12	後期高齢者支援金等	2,730,734
	5 後期高齢者支援金等	2,730,734
14	前期高齢者納付金等	4,998
	5 前期高齢者納付金等	4,998
15	老人保健拠出金	2,168
	5 老人保健拠出金	2,168
17	介護納付金	1,143,207
	5 介護納付金	1,143,207
20	共同事業拠出金	4,485,754
	5 共同事業拠出金	4,485,754
25	保健事業費	199,826
	3 特定健康診査等事業費	184,781
	5 保健事業費	15,045
27	基金積立金	4
	5 基金積立金	4
30	諸支出金	17,611

款	項	金 額
	5 償還金利子及び還付加算金	千円 17,611
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		21,510,500

議案第 111 号

平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成27年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ498,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
3 財産収入		5,209
	5 財産運用収入	5,209
5 繰入金		362,891
	5 他会計繰入金	362,891
10 市債		130,000
	5 市債	130,000
歳 入 合 計		498,100

歳出

款	項	金 額
5 事業費		千円 130,078
	5 用地取得事業費	130,078
10 公債費		368,022
	5 公債費	368,022
歳 出 合 計		498,100

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	千円 130,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内	銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、10年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 112 号

平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成27年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,431,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
5	介護保険料	3,287,635
	5 介護保険料	3,287,635
15	国庫支出金	3,255,247
	5 国庫負担金	2,667,087
	10 国庫補助金	588,160
20	県支出金	2,194,543
	5 県負担金	2,150,390
	15 県補助金	44,153
25	支払基金交付金	4,156,481
	5 支払基金交付金	4,156,481
30	財産収入	1,886
	5 財産運用収入	1,886
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	2,527,947
	5 一般会計繰入金	2,258,900
	10 基金繰入金	269,047
45	繰越金	7,595
	5 繰越金	7,595
50	諸収入	65
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	63
歳 入 合 計		15,431,400

歳出

款	項	金 額
5 総務費		千円 363,736
	5 総務管理費	363,736
10 保険給付費		14,823,000
	5 介護サービス等諸費	14,823,000
12 地域支援事業費		234,177
	5 地域支援事業費	234,177
25 基金積立金		2,686
	5 基金積立金	2,686
30 諸支出金		7,601
	5 償還金及び還付加算金	7,601
35 予備費		200
	5 予備費	200
歳 出 合 計		15,431,400

議案第 113 号

平成27年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成27年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,048,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	2,983,061
	5 後期高齢者医療保険料	2,983,061
10	繰入金	2,037,672
	5 一般会計繰入金	2,037,672
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	25,667
	5 延滞金、加算金及び過料	133
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,034
	歳 入 合 計	5,048,400

歳出

款	項	金 額
		千円
5 総務費		115,805
	5 総務管理費	115,805
10 広域連合納付金		4,917,595
	5 広域連合納付金	4,917,595
15 諸支出金		13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
歳 出 合 計		5,048,400

議案第 114 号

鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例の
制定について

鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議等を行う鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)第11条第1項の規定に基づき、法第5条第1項の規定に基づく鎌倉市歴史的風致維持向上計画(以下「歴史的風致維持向上計画」という。)の作成及び変更に関する協議等を行うため、鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第6項の規定により意見を述べること。
- (3) 法第5条第8項の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (4) その他歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項について協議を行うこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第11条第2項に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 115 号

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会
条例の制定について

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険施設等を新たに整備する事業者を選定する鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会を、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものである。

鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市高齢者保健福祉計画に基づき、介護保険施設等を新たに整備する事業者を選定するため、鎌倉市介護保険施設等整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市内において次に掲げる介護保険施設等を新たに整備する事業者の選定について調査審議するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第26項に規定する介護老人福祉施設
- (2) 法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
- (3) 介護付有料老人ホーム（法第8条第11項に規定する特定施設のうち有料老人ホームであって、同項に規定する特定施設入居者生活介護を行う施設をいう。）

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 財務に関し知識経験を有する者
- (3) 福祉に関係を有する団体の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 116 号

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例の制定について

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成27年 2 月 12日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた基準を市の条例で定めることとなったため、地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するための人員等に関する基準を定めるものである。

鎌倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施する
ための人員等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する包括的支援センターをいう。以下同じ。）が包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）を実施するために必要なものに関する基準を定めるものとする。

(運営基準)

第2条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス若しくは福祉サービス又は権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）第15条に規定する鎌倉市介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人から6,000人ごとに配置すべき常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が前項に規定する数を上回る場合であって同項に規定する職員の員数を超える数の職員を配置する必要があるとき、その他同項に規定する職員の員数を超える数の職員を配置する必要があるときは、同項に規定する職員の他に当該

地域包括支援センターの業務に必要な数の職員を配置するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(3)に規定する場合に該当し、地域包括支援センターを新たに設置するときは、当該地域包括支援センターに配置すべき職員の員数は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	配置すべき職員の員数
おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上 3,000人未満	第1項第2号又は第3号に掲げる者のうちから1人(専らその職務に従事する常勤の職員とする。)及び同項第1号に掲げる者1人

- 4 前3項に規定する職員は、専ら地域包括支援センターの職務に従事する者でなければならない。ただし、当該地域包括支援センターの業務に支障がない場合は、指定介護予防支援事業所(法第58条第1項に規定する介護予防支援事業を行う事業所をいう。)の職務に従事することができるものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 117 号

鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた基準を市の条例で定めることとなったため、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものである。

鎌倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第31条）

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条・第33
条）

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第34条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及
び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（法第115条の22第2項第1号の条例で定める者）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

第2章 基本方針

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅におい
て、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでな
なければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境
等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標
を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標
を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して
行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用
者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され

る指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

- 第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

- 第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、指定介護予防支援の利用の申込みをした者（以下「利用申込者」という。）又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による同項に規定する重要事項の提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に掲げる方法のうち当該指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者

又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による第1項に規定する重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者の要支援認定の有効期間が満了する場合であって、満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、当該要支援認定の更新の申請が遅くとも当該有効期間が満了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、鎌倉市介護保険運営協議会（鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）第15条に規定する鎌倉市介護保険運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、中立性及び公正性の確保を図ること。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画に定める指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用

者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の、当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に定める基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 担当職員の職種、員数及び職務内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) その他運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介

護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が、虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益収受の禁止等)

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して、当該介護予防サービス計画において特定の介護予防サービス事業者等が提供する指定介護予防サービス等を利用することを定めるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等が提供する指定介護予防サービス等を利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等が提供する指定介護予防サービス等を利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に定めた指定介護予防サービス等(第5項において「指定介護予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に定めた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わな

ればならない。

- 5 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 指定介護予防支援等基準第30条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 指定介護予防支援等基準第30条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 指定介護予防支援等基準第30条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 指定介護予防支援等基準第30条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標を定めた上で、目標を達成するための具体的な取組が示されている介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針等)

第33条 指定介護予防支援の具体的取扱方針及び提供に当たっての留意点は、規則で定める。

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第34条 第2章から前章まで(第28条第5項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、これらの規定(第4条第4項及び第9条を除く。)中「指定介護予防支援事業者」とあるのは「基準該当介護予防支援事業者」と、「指定介護予防支援事業所」とあるのは「基準該当介護予防支援事業所」と、第4条第4項中「指定介護予防支援事業者は、」とあるのは「基準該当介護予防支援事業者は、」と、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第34条において準用する第20条」と、第7条第2項中「第4条」とあるのは「第34条において準用する第4条」と、第9条中「指定介護予防支援事業者は、」とあるのは「基準該当介護予防支援事業者は、」と、「指定介護予防支援事業所」とあるのは「基準該当介護予防支援事業所」と、第13条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用」と、「介護予防サービス計画費の

額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と、第14条中「前条」とあるのは「第34条において準用する前条」と、「指定介護予防支援提供証明書」とあるのは「基準該当介護予防支援提供証明書」と、第15条中「法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の」とあるのは「基準該当介護予防支援の」と、第15条第4号中「第2章、この章及び次章」とあるのは「第34条において準用する第2章、この章及び次章」と、第19条第2項中「この章及び次章」とあるのは「第34条において準用するこの章及び次章」と、第31条第2項第2号中「第18条」とあるのは「第34条において準用する第18条」と、「第28条第2項」とあるのは「第34条において準用する第28条第2項」と、「第29条第2項」とあるのは「第34条において準用する第29条第2項」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 118 号

鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会
条例の制定について

鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会条例を次のよう
に定める。

平成27年 2 月12日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画の策定に関し調査審議を行
う鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会を、地方自治法
第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として定めるものであ
る。

鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、市が保有する社会基盤施設の維持管理及び更新を持続的かつ効率的に推進するため、社会基盤施設マネジメント計画の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者又は知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終るまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 119 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、鎌
倉市旅費支給条例等を整備するものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(旅費支給条例の一部改正)

第1条 鎌倉市旅費支給条例（昭和26年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条中「、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年5月条例第5号）第5条及び鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）第4条」を「及び鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年5月条例第5号）第5条」に改める。

別表第1の1号の項中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年12月条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与、」を削る。

第1条から第9条までを削る。

第10条中「この条例に定めるものを除き、」を削り、「勤務条件は」の次に「、別に定めるもののほか」を加え、同条の見出し及び条名を削る。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育委員会委員長	月額	141,500円
同 委員	同	122,000円

」

を

「

教育委員会委員	月額	122,000円
---------	----	----------

」

に

改める。

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(3) 教育長 同 716,000円

第7条に次の1号を加える。

(3) 教育長 $\frac{240}{100}$

附則第4項中「副市長」を「副市長及び教育長」に改める。

(青少年問題協議会条例の一部改正)

第5条 鎌倉市青少年問題協議会条例（昭和34年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 市教育委員会委員

(特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第6条 鎌倉市特別職報酬等審議会条例（昭和39年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部改正)

第7条 鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成23年10月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例)

第8条 鎌倉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成23年12月条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 施行日において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合においては、施行日から旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間（以下「経過措置期間」という。）に限り、第1条の規定による改正後の鎌倉市旅費支給条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の鎌倉市旅費支給条例の規定は、なおその

効力を有する。

- 3 施行日において旧教育長が在職する場合においては、経過措置期間に限り、第2条の規定による改正後の鎌倉市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- 4 施行日において旧教育長が在職する場合においては、経過措置期間に限り、第3条の規定による改正後の鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- 5 施行日において旧教育長が在職する場合においては、経過措置期間に限り、第4条の規定による改正後の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定は、なおその効力を有する。
- 6 施行日において旧教育長が在職する場合においては、経過措置期間に限り、第5条の規定による改正後の鎌倉市青少年問題協議会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の鎌倉市青少年問題協議会条例の規定は、なおその効力を有する。
- 7 施行日において旧教育長が在職する場合においては、経過措置期間に限り、第6条の規定による改正後の鎌倉市特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の鎌倉市特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。
- 8 施行日において旧教育長が在職する場合においては、経過措置期間に限り、第7条の規定による改正後の鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の鎌倉市公正な職務の執行の確保等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第 120 号

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 12日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

印鑑登録証を紙製のものからプラスチック製磁気カードへ様式変更するとともに、再交付等の場合に新たに交付手数料を徴収するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市印鑑条例の一部を改正する条例

鎌倉市印鑑条例（昭和49年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「印鑑登録証」の次に「(印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気を付したカードをいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 印鑑登録証には、登録番号を記載する。

3 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証の登録番号が判読できなくなつた場合を除き、印鑑登録証が著しく汚損し、又は破損したときは、印鑑登録証を添えて印鑑登録証の再交付を市長に対して申請することができる。

第7条の次に次の1条を加える。

(印鑑登録証の交付手数料)

第7条の2 市長は、印鑑登録証を交付する際、登録申請者又はその代理人から1件につき300円の手数料を徴収する。ただし、本市の住民基本台帳に登録されてから最初に行う第3条の規定による登録申請により印鑑登録証を交付するときは、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年5月7日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第7条第1項の規定により交付されている印鑑登録証の取扱いについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に同項に規定する印鑑登録証を交付されている者又はその代理人は、施行日以後に、同項に規定する印鑑登録証を添えて改正後の第7条第1項に規定する印鑑登録証の交付を申請することができる。この場合において、改正後の第7条の2本文の規定は、適用しない。

4 第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に同項に規定する印鑑登録証を交付されている者又はその代理人（前項の規定による申請を行った者を除く。）が、施行日以後に最初に行う印鑑登録証の再交付の申請に限り、改正後の第7条第3項の規定の適用については、「印鑑登録証が著しく汚損し、又は」とあるのは、「記載欄に余白がなくなつたとき又は印鑑登録証が著しく汚損し、若しくは」とする。この場合において、改正後の第7条の2本文の規定は、適用しない。

議案第 121 号

鎌倉市行政手続条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

本条例が適用される案件と行政手続法が直接適用される案件との間に手続上の差異が生じないように規定を整備するものである。

鎌倉市行政手続条例の一部を改正する条例

鎌倉市行政手続条例（平成10年12月条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第29条）」を
「第4章 行政指導（第29条—第29条の4）」に改める。
第4章の2 処分等の求め（第29条の5）」

第3条第7号中「条例」の次に「（本市の条例並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定により本市が処理する事務について規定する神奈川県条例をいう。以下第29条の4及び第29条の5において同じ。）」を加える。

第4章中第29条の次に次の3条を加える。

（行政指導の方式）

第29条の2 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関等が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（複数の者を対象とする行政指導）

第29条の3 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関等は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第29条の4 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関等に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関等は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。
第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第29条の5 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関等に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該市長等又は市の機関等は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 122 号

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

制定当時の著しい特殊性が無くなった業務等に対する特殊勤務手
当の見直し及び廃止を行うものである。

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年3月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「ねずみ族及び」を削り、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第12号とする。

第8条中「5メートル」を「10メートル」に、「、傷病者の応急救護作業又は緊急自動車の運転業務」を「又は傷病者の応急救護作業」に改める。

第12条の見出し中「ねずみ族及び」を削り、同条中「ねずみ族及び昆虫等駆除作業」を「昆虫等駆除作業」に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除作業、街路樹」を「街路樹等」に改める。

第13条の2第1号中「ごみ、汚泥その他の汚物又はし尿の収集、運搬又は処理」を「犬猫等の死体の収集又は運搬」に改め、同条第2号中「又はし尿処理場の貯留槽等の槽内清掃作業」を削る。

第13条の3を次のように改める。

（税務職手当）

第13条の3 税務職職員の特殊勤務手当は、その者が出張を命ぜられて市税の賦課のための調査、検査又は滞納市税の徴収若しくは滞納処分事務に従事したときに支給する。

第13条の8を次のように改める。

第13条の8 削除

第15条の5中「汚水若しくは」を「汚水又は」に改め、「又は沈澱池若しくはばつ気槽等の槽内清掃作業」を削る。

第15条の6から第15条の9までを次のように改める。

第15条の6から第15条の9まで 削除

第17条中第2項及び第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第16条）

区分	支給対象	支給額
感染症防疫作業手当		1回につき 400円
災害等の活動及び救急作業手当		1日又は1件につき 500円以内で規則で定める額

昆虫等駆除作業手当		1日又は1件につき 500円以内で規則で定める額
清掃作業手当		1日又は1件につき 700円以内で規則で定める額
税務職手当		1日又は納税者1人につき 150円以内で規則で定める額
保健師の療養指導等 手当		日額 130円
社会福祉事業従事手 当		日額 180円
公害検査手当		1日につき 220円
滞納整理等業務手当	(1) 滞納整理	1日につき 150円
	(2) 差押又は公売執行	1日につき 240円
現場作業手当	(1) 高所における作業 で規則で定めるもの	1日につき 900円以内で規則 で定める額
	(2) 前号以外の作業で 規則で定めるもの	日額 110円
下水道汚水処理作業 手当		1日につき 410円
障害児訓練業務手当	理学療法士、作業療法士 及び言語聴覚士	1日につき 700円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鎌倉市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、施行日以後の特殊勤務について適用し、施行日前の特殊勤務については、なお従前の例による。

議案第 123 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

建築基準法等の一部改正及び鎌倉市建築基準条例の制定に伴い、新設された認定及び許可についての申請手数料を定め、構造計算適合性判定についての申請手数料を廃止するとともに、税証明の交付に関する規定等を整備するものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部総務部関係の款第1項中「税の種類ごと」を「納税義務者ごとに一の税目(賦課徴収を併せて行う税目は、一の税目とみなす。)及び一の年度につき」に改め、同款第2項中「証明の申請に対する審査」を「証明書の交付」に、「課税証明申請手数料」を「課税(非課税)証明書交付手数料 証明を受ける者ごとに一の年度につき」に改め、同款第3項中「証明の申請に対する審査」を「証明書の交付」に、「証明申請手数料」を「証明書交付手数料」に改め、同項第1号中「土地にあつては2筆ごと、家屋にあつては2棟ごと」を「所有者ごとに一の年度につき 土地にあつては2筆ごと、家屋にあつては2棟ごと」に改め、同款第4項及び第5項中「閲覧手数料」を「閲覧手数料 所有者ごとに一の年度につき」に改め、同款第6項中「証明の申請に対する審査」を「証明書の交付」に、「証明申請手数料」を「証明書交付手数料」に改め、同款中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、同部市民活動部関係の款中第21項を第22項とし、第18項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第17項の次に次の1項を加える。

18 市境界確定図の交付

市境界確定図交付手数料

300円

別表市長の部都市調整部関係の款第1項中「及び第3項」を削り、同款第2項中「(次項に該当する場合を除く。)」を削り、同款中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第15項までを1項ずつ繰り上げ、同款第16項中「第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第1項若しくは」を削り、「仮使用の承認」及び「仮使用承認」を「認定」に改め、同項を同款第15項とし、同款第17項中「及び第3項」を削り、同項を同款第16項とし、同款第18項中「(次項に該当する場合を除く。)」を削り、同項を同款第17項とし、同款中第19項を削り、第20項を第18項とし、第21項を第19項とし、同款第22項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項を同款第20項とし、同款第23項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項を同款第21項とし、同款第24項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項を同款第22項とし、同款第25項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項を同款第23項とし、同款第26項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項を同款第24項とし、同款第27項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同項を同款第25項とし、同款第28項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項を同款第26項とし、同款第29項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項を同款

第27項とし、同款第30項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項を同款第28項とし、同款第31項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同項を同款第29項とし、同款第32項中「第18条第22項ただし書」を「第18条第24項第1号又は第2号」に改め、「第1項若しくは」を削り、「仮使用の承認」及び「仮使用承認」を「認定」に改め、同項を同款第30項とし、同款中第33項を第31項とし、第34項から第74項までを2項ずつ繰り上げ、同款第75項第1号中「建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下この項から第78項までにおいて「構造計算適合性判定」という。）を求める必要がない」を削り、「第78項」を「第76項」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第4項」を「第3項」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同款第73項とし、同款第76項第1号中「構造計算適合性判定を求める必要がない」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第4項」を「第3項」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同款第74項とし、同款第77項中「第80項」を「第78項」に改め、同項第1号イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。次項において「住宅性能評価」という。）を受けたとき。

住戸の総数が1戸のもの 15,000円

2戸以上5戸以下のもの 57,000円

6戸以上10戸以下のもの 92,000円

11戸以上30戸以下のもの 170,000円

31戸以上50戸以下の

もの 300,000円

51戸以上100戸以下
のもの 450,000円

101戸以上200戸以下
のもの 830,000円

201戸以上300戸以下
のもの 1,100,000円

301戸以上のもの
1,400,000円

別表市長の部都市調整部関係の款第77項第2号中「ア及びイ」を「アからウまで」に改め、同号ア中「構造計算適合性判定を求める必要がない」を削り、同号イを削り、同号ウ中「第4項」を「第3項」に改め、同号ウを同号イとし、同項を同款第75項とし、同款第78項第1号ア中「法第6条第1項各号」の前に「変更部分が」を加え、同号イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 変更部分が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについてあらかじめ住宅性能評価を受けたとき、又は変更部分が住宅性能評価の対象とならないとき。

住戸の総数が1戸のもの 7,500円

2戸以上5戸以下の
もの 28,500円

6戸以上10戸以下の
もの 46,000円

11戸以上30戸以下の
もの 85,000円

31戸以上50戸以下の
もの 150,000円

51戸以上100戸以下の
もの 225,000円

101戸以上200戸以下の
もの 415,000円

201戸以上300戸以下
のもの 550,000円

301戸以上のもの
700,000円

別表市長の部都市調整部関係の款第78項第2号中「ア及びイ」を「アからウまで」に改め、同号ア中「構造計算適合性判定を求める必要がない」を削り、同号イを削り、同号ウ中「第4項」を「第3項」に改め、同号ウを同号イとし、同項を同款第76項とし、同款中第79項を第77項とし、第80項から第82項までを2項ずつ繰り上げ、同款第83項第1号中「((3)に掲げる場合を除く。)」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 次に掲げる区分
に応じ、それぞれ
次に定める金額

区分ア 10,000円

同 イ 18,000円

同 ウ 28,000円

同 エ 36,000円

同 オ 66,000円

同 カ 93,000円

同 キ 160,000円

同 ク 280,000円

同 ケ 370,000円

同 コ 460,000円

同 サ 900,000円

イ 79の項、80の項、
82の項又は83の項の
規定により算定した
金額

別表市長の部都市調整部関係の款第83項第2号中「((3)に掲げる場合を除く。)」を削り、同項第3号を削り、同項を同款第81項とし、同款第84項第3号エ中「81の項」を「79の項」に改め、同項を同款第82項とし、同款第85項第3号エ中「82の項」を「80の項」に改め、同項を同款第83項とし、同款中第98項を第107項とし、第87項から第97項までを9項ずつ繰り下げ、同款第86項中「第

93項」を「第104項」に改め、同項を同款第95項とし、同項の前に次の11項を加える。

84 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000円
85 鎌倉市建築基準条例（平成26年12月条例第29号。以下第94項までにおいて「条例」という。）第6条ただし書の規定に基づく大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する特例の許可の申請に対する審査	大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する特例許可申請手数料	27,000円
86 条例第11条ただし書の規定に基づく敷地と道路との関係に関する特例の許可の申請に対する審査	敷地と道路との関係に関する特例許可申請手数料	27,000円
87 条例第14条ただし書の規定に基づく木造の校舎と隣地境界との距離に関する特例の許可の申請に対する審査	木造の校舎と隣地境界との距離に関する特例許可申請手数料	27,000円
88 条例第26条第3項の規定に基づく大規模店舗及びマーケットの敷地と道路との関係に関する特例の許可の申請に対する審査	大規模店舗及びマーケットの敷地と道路との関係に関する特例許可申請手数料	27,000円
89 条例第32条第3項の規定に基づく興行場等の敷地と道路との関係に関する特例の許可の申請に対する審査	興行場等の敷地と道路との関係に関する特例許可申請手数料	27,000円
90 条例第43条の規定に基づく興行場等の用途に供する建築物の制限の緩和に関する特例の許可の申請に対する審査	興行場等の用途に供する建築物の制限の緩和に関する特例許可申請手数料	27,000円
91 条例第45条第1項ただし書の規定に基づく自動車用の出口に関する特例の許可の申請に対する審査	自動車用の出口に関する特例許可申請手数料	27,000円
92 条例第56条第1項の規定に基づく斜面地等の建築物の構造の制限の適用除外に関する特例の許可の申請に対する審査	斜面地等の建築物の構造の制限の適用除外に関する特例許可申請手数料	27,000円

査

- | | | |
|---|------------------------------------|---------|
| 93 条例第56条第2項の規定に基づく地盤面の指定等の適用除外に関する特例の許可の申請に対する審査 | 地盤面の指定等の適用除外に関する特例許可申請手数料 | 27,000円 |
| 94 条例第59条第2項又は第4項第1号若しくは第2号の規定に基づく既存建築物の増築又は改築に対する制限の緩和に関する特例の許可の申請に対する審査 | 既存建築物の増築又は改築に対する制限の緩和に関する特例許可申請手数料 | 27,000円 |

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 市長の部都市調整部関係の款第1項、第5項、第9項、第11項、第16項、第20項、第24項、第26項及び第81項中区分ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサとあるのは、次のとおりとする。

区分	床面積の合計
ア	30 平方メートル以内のもの
イ	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの
ウ	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの
エ	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの
オ	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの
カ	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
キ	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
ク	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
ケ	10,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの
コ	30,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの
サ	50,000 平方メートルを超えるもの

- 2 市長の部都市調整部関係の款第85項から第94項までに掲げる許可のうちいずれか2以上の許可を、同一の建築物に関して同時に申請する場合においては、これらの申請を1件の申請とみなす。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表市長の部総務部関係の款及び同部市民活動部関係の款の改正規定並びに同部都市調整部関係の款中第86項を第95項とし、同項の前に11項を加

える改正規定（同款第84項に係る部分に限る。） 公布の日

- (2) 別表市長の部都市調整部関係の款第77項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定（「ア及びイ」を「アからウまで」に改める部分に限る。）、同款第78項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定（「ア及びイ」を「アからウまで」に改める部分に限る。）、同款第98項を同款第107項とし、同款第87項から第97項までを9項ずつ繰り下げる改正規定、同款第86項の改正規定、同項を同款第95項とし、同項の前に11項を加える改正規定（同款第84項に係る部分を除く。）及び同表備考の改正規定（備考2に係る部分に限る。） 平成27年4月1日

- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成27年6月1日

議案第 124 号

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

玉縄子育て支援センターの設置に伴い、名称及び位置を定めるものである。

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市子育て支援センター条例（平成14年3月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

玉縄子育て支援センター	同 岡本二丁目21番19号
-------------	---------------

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 125 号

保育の実施に関する条例を廃止する
条例の制定について

保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、これまで本条例で定めた要件に基づき実施していた保育を、子ども・子育て支援法施行規則で定められた要件に基づき実施することとなったため、本条例を廃止するものである。

保育の実施に関する条例を廃止する条例

保育の実施に関する条例（昭和62年3月条例第26号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 126 号

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市立岡本保育園について、岡本二丁目に建設中の新園舎への移転に伴い、位置及び定員について改めるものである。

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例

鎌倉市保育所設置条例（昭和24年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立岡本保育園の項中「玉縄一丁目4番地」を「岡本二丁目21番19号」に、「90人」を「100人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 127 号

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法等の一部改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料率等を改めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期の経過措置を定めるものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年 3 月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区 分	割 合	保険料率
1	介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第 1 項第 1 号に掲げる者	$\frac{47.5}{100}$	29,472円
2	令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者	$\frac{62.5}{100}$	38,784円
3	令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者	$\frac{65}{100}$	40,332円
4	令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者	$\frac{90}{100}$	55,836円
5	令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者	$\frac{100}{100}$	62,040円
6	令第39条第 1 項第 6 号に掲げる者	$\frac{112.5}{100}$	69,804円
7	令第39条第 1 項第 7 号に掲げる者	$\frac{120}{100}$	74,448円
8	令第39条第 1 項第 8 号に掲げる者	$\frac{125}{100}$	77,556円
9	令第39条第 1 項第 9 号に掲げる者	$\frac{140}{100}$	86,856円
10	令第39条第 1 項第 9 号に掲げる者	$\frac{160}{100}$	99,264円
11	令第39条第 1 項第 9 号に掲げる者	$\frac{170}{100}$	105,468円

12	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{180}{100}$	111,672円
13	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{200}{100}$	124,080円
14	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{225}{100}$	139,596円
15	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{250}{100}$	155,100円
16	令第39条第1項第10号に掲げる者	$\frac{270}{100}$	167,508円

第4条第2項中「54,024円」を「62,040円」に改め、同条第3項中「7の項から13の項」を「6の項から15の項」に、「第39条第1項第5号イ又は第6号イ」を「第39条第1項第6号イ、7号イ、8号イ又は第9号イ」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第1項の表6の項を適用する場合における令第39条第1項第6号イの規定により定める合計所得金額 1,200,000円
- (2) 第1項の表7の項を適用する場合における令第39条第1項第7号イの規定により定める合計所得金額 1,600,000円
- (3) 第1項の表8の項を適用する場合における令第39条第1項第8号イの規定により定める合計所得金額 1,900,000円
- (4) 第1項の表9の項を適用する場合における令第39条第1項第9号イの規定により定める合計所得金額 2,900,000円
- (5) 第1項の表10の項を適用する場合における令第39条第1項第9号イの規定により定める合計所得金額(当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。) 3,500,000円
- (6) 第1項の表11の項を適用する場合における令第39条第1項第9号イの規定により定める合計所得金額(当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。) 5,000,000円
- (7) 第1項の表12の項を適用する場合における令第39条第1項第9号イの規定により定める合計所得金額(当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。) 7,000,000円
- (8) 第1項の表13の項を適用する場合における令第39条第1項第9号イの規

定により定める合計所得金額(当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。) 10,000,000円

(9) 第1項の表14の項を適用する場合における令第39条第1項第9号イの規定により定める合計所得金額(当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。) 15,000,000円

(10) 第1項の表15の項を適用する場合における令第39条第1項第9号イの規定により定める合計所得金額(当該合計所得金額が前号に掲げる額以上の額であるときに限る。) 25,000,000円

第6条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の3項を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

2 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該日の翌日から行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に3項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 128 号

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、指定認知症対応型通所
介護事業所等の設備及び運営に関する基準を改めるとともに、引用
条項を整備するものである。

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第10条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその」を「行い、その結果を公表し、常に当該質の」に改める。

第24条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第26条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合であって、第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う者をいう。）は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第28条中「居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第35条中「第76条に規定する」を削り、「指定複合型サービス事業所」の次に「(省令第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。)」を加える。

第38条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその」を「行い、その結果を公表し、常に当該質の」に改める。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第75条中「以下「指定複合型サービス」という」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という」に改め、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11

年厚生省令第37号)第59条」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年神奈川県条例第20号)第64条」に改める。

第76条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第77条(見出しを含む。)中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第78条中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第79条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第80条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその」を「行い、その結果を公表し、常に当該質の」に改める。

第81条及び第82条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日の前日において改正前の第76条に規定する指定複合型サービス事業者として介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文に規定する市長の指定を受けている者については、施行日から当該指定の有効期間(同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第2項に規定する指定の有効期間をいう。)満了の日までの間は、改正後の第76条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者として指定を受けた者とみなして、改正後の第9章の規定を適用する。

議案第 129 号

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴
い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備及び運営に
関する基準を改めるとともに、引用条項を整備するものである。

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」を「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（省令第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う事業所をいう。）」に改め、「並びに」の次に「単独型・併設型」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合であって、第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う者をいう。）は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第21条中「第171条第1項」を「第173条」に改める。

第28条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその」を「行い、その結果を公表し、常に当該質の」に改める。

第29条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 130 号

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

都市公園を使用する場合の一部の使用料を上げるとともに、笛田公園の庭球場及び野球場の利用時間を延長するものである。

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例

鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300」を「400」に、「400」を「500」に、「8,000」を「10,000」に、「16,000」を「20,000」に改める。

別表第2庭球場及び野球場の項中「3月31日」を「2月末日」に、「4月1日から6月30日」を「3月1日から5月31日」に、「7月1日」を「6月1日」に改める。

付 則

この条例中別表第1の改正規定は平成27年4月1日から、別表第2の改正規定は同年7月1日から施行する。